



みくには
ハートに愛

みくに労務管理事務所便り

11月9日に当社主催の第2回労務管理研修会を企画しています。
研修会のテーマについてご要望がございましたら、お申し付け下さい。

2017年8月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

改正育児介法が10月より施行、 育児休業期間が延長されます！

◆10月1日施行！

今年10月1日から「改正育児・介護休業法」が施行されますが、今回の改正により、保育園などに入れない場合の育児休業期間が最長2歳まで延長可能となりました。

◆「1歳6カ月まで」が「2歳まで」に

現在の育児休業期間は、原則、子が1歳になるまでですが、保育園に入れないなどの場合は1歳6カ月まで延長することができます。

それが今回の改正により、1歳6カ月までの育児休業を取得してもなお、雇用継続のために、子が1歳6カ月に達した後に休業することが必要と認められる特別の事情があるときは、従業員から申し出ることにより、最長2歳に達するまで再延長することが可能となりました。

例えば、12月で1歳6カ月までの育休が終わってしまうのに保育園に入れないという場合でも、比較的保育園に入りやすい4月まで育休を取得できるようになれば、やむを得ず退職するということが防げるようになります。

延長が認められるのは、保育園へ入ることができない場合だけでなく、子の養育を行っている配偶者が病気等により子を養育することが困難になった場合なども対象です。

2歳までの育児休業の申出は、1歳6カ月に到達日の翌日を育児休業開始予定日としなければならないこととされていることから、遅くとも1歳6カ月に到達日の翌日の労務提供開始時刻までに行わなければなりません。

なお、今回の改正に伴い、育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

◆その他の改正事項

今回の改正では、上記以外にも、いずれも事業主の努力義務ではありますが改正がなされました(10月1日施行)。

(1)子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

従業員やその配偶者が妊娠・出産をしたこと等を知った場合、事業主はその方に個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件等)を知らせよう努めなければなりません。

(2)育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てている従業員が子育てしやすいよう、事業主は、育児に関する目的で利用できる休暇制度(例えば、配偶者出産休暇、子の行事参加のための休暇等)を設けるよう努めなければなりません。

8月の税務と労務の手続提出期限

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

31日

- 個人事業税の納付<第1期分>[郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分>
[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

当社HPでは新聞掲載コラム(バックナンバー)や各種セミナーのご案内を随時発信しています。
ホームページ：<http://www.e-392.com/>
(QRコードは右記)



国民年金保険料の前納

Q. 私は国民年金の第1号被保険者で毎月保険料を支払っていますが、割引制度があると聞きました。詳しく教えてください。

A. 自営業や学生などが加入する国民年金の第1号被保険者は自分で月々の保険料を納めなければなりません。

平成29年度の第1号被保険者の月々の保険料は16,490円ですが、国民年金の保険料は前納制度を利用すると保険料が割引になります。国民年金の保険料の納付期限は、納付対象月の翌月末日と決められています。前納制度は、この毎月の保険料を本来の納付期限よりも早く、将来の分をまとめて納付します。

今年度から前納期間の選択肢がさらに増え、より利用しやすくなりました。今までは現金とクレジットカード納付での2年分の前納はできませんでしたが、平成29年度から2年分の前納ができるようになったからです。詳しく説明すると、保険料を前納で納付する場合は口座振替、現金及びクレジットカード納付があります。前納の期間、つまり一回にまとめて納付する期間は、1か月分、6か月分、1年分、2年分のいずれかから選ぶことができます。ただし、現金とクレジットカード納付での場合は1か月分の前納制度はありません。また、現金で前納する場合のみですが任意の月から翌年3月分まで、又は翌々年3月分までの前納もできます。まとめて納付する月数が多いほど割引金額が多くなっていて、口座振替の方が現金とクレジットカード納付の場合よりも割引金額が高くなっています。

前納制度を利用するにあたり、事前の申し込みが必要な場合があります。それは口座振替とクレジットカード納付を利用する場合（前納の期間は問わず）と現金で2年分と任意の月からの保険料を前納する場合です。申込期限は2年分、1年分、6か月分の上期(4月分から9月分)は毎年2月末までとなっていて、6か月分の下期(10月分から翌年3月分)は毎年8月末までです。それぞれの納付方法によって振替日、納付期限は異なります。申し込みをしても、口座の残額やクレジットカードの利用限度額が保険料の納付額に足りない場合は、割引のない保険料になってしまいますのでご注意ください。

このように事前手続きが必要な場合もありますが、前納制度を利用することで毎月支払う保険料を少しでも割引することができます。前納期間や決済方法を選択できますので、ぜひ検討してみてください。

最後に、国民年金は老齢だけではなく、障害や死亡など不慮の事態が発生したときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができる保険制度でもあります。うっかり保険料の納付を忘れてしまったり、納付期限を過ぎてしまうとこれらの年金の給付を受けることができなくなることもあります。国民年金の保険料の前納制度を利用すれば、前納した月々の保険料の納付期限を守ることができ、こういった側面を防ぐことにもつながりますね。